

立川市第 2 次成年後見制度利用促進計画策定方針について

1. 目的

本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度利用を計画的に推進し、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備を促進するため、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。）第 14 条第 1 項に基づき、権利擁護支援施策に関する基本的な計画として立川市第 2 次成年後見制度利用促進計画を策定する。

なお、本計画策定にあたっては国の法律に基づく基本計画を勘案しながら、最上位計画である第 5 次長期総合計画及び、関連する福祉計画等と整合を図り策定する。

（市町村の講ずる措置）第十四条第一項 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立当に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2. 計画期間

令和 7 年度から 11 年度まで

3. 根拠法令

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。）

4. 検討体制

（1）立川市第 2 次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会（案）

成年後見制度等に関し専門的知識を有する者 6 人（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、社会保険労務士等）、金融機関 2 人、民生・児童委員 1 人、福祉関係団体 3 人、社会福祉協議会 1 人、地域包括支援センター 1 人、公募市民 2 人、立川市 1 人 計 17 人

（2）成年後見制度利用促進計画策定連絡会（庁内）（案）

福祉部長（会長）、保健医療部長（副会長）、福祉総務課長、地域福祉課長、障害福祉課長、高齢福祉課長 計 6 人

5. スケジュール

資料 4 のとおり